

【業務継続計画の策定等について】

※業務継続計画等の基本的な内容について示します。

なお、令和6年度の報酬改定では「業務継続計画未策定減算」が新設されました。

当該減算については、各サービスの資料等をご確認ください。

○障害福祉サービスでは、運営基準において、感染症や災害への対応として、以下の3項目が規定されている。

1. 業務継続計画の策定等(全サービス)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等が継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての障害福祉サービス等事業者を対象に、①業務継続計画の策定、②従業者に対する研修の実施、及び③訓練(シミュレーション)の実施を義務づける。

2. 衛生管理等(全サービス)

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、すべての障害福祉サービス等事業者を対象に、①感染対策委員会の開催、②指針の整備、③従業者に対する研修の実施、④訓練(シミュレーション)の実施を義務づける。

3. 非常災害対策(施設系、通所系、居住系サービス)

災害への対応においては、地域との連携が不可欠なことを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練の実施等)が求められる障害福祉サービス等事業者(施設系、通所系、居住系)において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

1. 業務継続計画の策定等(全サービス)

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。
- ・なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、運営基準に基づき当該指定障害福祉サービス等事業者に実施が求められるものであるが、他の指定障害福祉サービス等事業者との連携等により行うことも差し支えない。(※1)
- ・また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

(※1)「衛生管理等」における感染症の予防及びまん延の防止のための措置についても同様。

「業務継続計画」とは？

※英語で「Business Continuity Plan」と言い、「BCP」と略されます。

「感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画」のこと。

(※詳細は次項)

1. 業務継続の策定等(全サービス)

①業務継続計画の策定

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。
- ・なお、各項目の記載内容については、「**障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン**」及び「**障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン**」を参照されたい。
- ・また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。
- ・なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

ア 感染症に係る業務継続計画	イ 災害に係る業務継続計画
(ア) 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、装備品の確保等)	(ア) 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
(イ) 初動対応	(イ) 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
(ウ) 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	(ウ) 他施設及び地域との連携

1. 業務継続の策定等(全サービス)

①業務継続計画の策定

「感染症に係る業務継続計画」

⇒「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参照。

【掲載場所】

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○ガイドライン

○業務継続計画のひな型 ○様式ツール集 ○業務継続作成支援に関する研修動画

「災害に係る業務継続計画」

⇒「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照。

【掲載場所】

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

○ガイドライン

○業務継続計画のひな型

1. 業務継続の策定等(全サービス)

②従業者に対する研修の実施

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
- ・従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的(※)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。
- ・また、研修の実施内容についても記録すること。
- ・なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修(※「衛生管理等」における研修。詳細は後述。)と一体的に実施することも差し支えない。

(※)「定期的な教育(研修)の実施」

- 指定障害者支援施設、指定障害児入所施設 ⇒ 年2回以上
- 上記以外の指定障害福祉サービス等 ⇒ 年1回以上

1. 業務継続の策定等(全サービス)

③従業者に対する訓練の実施

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(※)に実施するものとする。
- ・なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練(※「衛生管理等」における訓練。詳細は後述。)と一体的に実施することも差し支えない。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(※)「定期的な訓練(演習等)の実施」

- 指定障害者支援施設、指定障害児入所施設 ⇒ 年2回以上
- 上記以外の指定障害福祉サービス等 ⇒ 年1回以上

2. 衛生管理等(全サービス)

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・指定障害福祉サービス等事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定障害福祉サービス等事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。
- ・特に、指定障害福祉サービス等事業者は、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

⇒上記項目に加え、「**感染症の予防及びまん延の防止のための措置**」として、新たに、①感染対策委員会の開催、②指針の整備、③従業員への研修、④訓練の実施 が新設され、令和6年度から義務化されています。

※ 指定療養介護、指定障害者支援施設、指定障害児サービス(計画相談除く通所・入所すべて)
⇒「食中毒の予防」に対する措置を含む。

2. 衛生管理等(全サービス)

①感染対策委員会の開催

【以下、厚労省解釈通知の内容】

- ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者を決めておくことが必要である。
 - ・感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、定期的(※)に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。
 - ・感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。
 - ・なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。
- また、当該指定障害福祉サービス等事業者に実施が求められるものであるが、他の指定障害福祉サービス等事業者との連携等により行うことも差し支えない。

(※)「定期的な感染対策委員会の開催」

- 指定療養介護、指定障害者支援施設、指定障害児サービス(計画相談除く通所・入所すべて)
⇒おおむね3月に1回以上
- 上記以外の指定障害福祉サービス等 ⇒ おおむね6月に1回以上

2. 衛生管理等(全サービス)

②指針の整備

「感染症(及び食中毒)の予防及びまん延の防止のための指針」に規定する項目

- 平常時の対策(※1)⇒ 事業所内の衛生管理(環境の整備等)、支援に係る感染対策(手洗い、標準的な予防策)等。
- 発生時の対応(※2)⇒ 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政への報告等。
- 発生時における事業所内や関係機関への連絡体制

⇒それぞれの項目の記載内容の例については、「**障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル**」も踏まえて検討すること。

【掲載場所】厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

【**指定療養介護、指定障害者支援施設、指定障害児サービス(計画相談除く通所・入所全て)**】

- (※1)において、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め、早期発見のための日常の健康観察等も規定。
- (※2)医療処置等も規定。

2. 衛生管理等(全サービス)

③④従業者に対する研修及び訓練の実施

【以下、厚労省解釈通知の内容】

<③研修の実施>

- ・職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定障害福祉サービス等事業所が定期的(※)な教育を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の内容については、記録することが必要である。

<④訓練の実施>

- ・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シュミレーション)を定期的(※)に行うことが必要である。
- ・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが必要である。

(※)「定期的な教育(研修)及び訓練(演習)の実施」

○指定療養介護、指定障害者支援施設、指定障害児サービス(計画相談除く通所・入所すべて) ⇒ 年2回以上
(※調理や清掃業務を委託する場合には、受託者に対しても、施設の指針が周知される必要がある。)

○上記以外の指定障害福祉サービス等 ⇒ 年1回以上

3. 非常災害対策(施設系、通所系、居住系)

○「非常災害対策」において、以下の内容が新設された。

【以下、厚労省解釈通知の内容】

・避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日ごろから地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。

・訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。